

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

2022年6月1日

株式会社サイバー・バズ

2022年6月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社サイバー・バズ
代表取締役社長 高村 彰典

当社は、2022年3月16日付で株式会社ソーシャル・コマース（以下、「ソーシャル・コマース」という）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ソーシャル・コマースを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」という）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2022年6月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）
ソーシャル・コマースは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）
ソーシャル・コマースは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）
ソーシャル・コマースは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者異議手続について（会社法第789条）
ソーシャル・コマースは、会社法第789条第2項の規定に従い、2022年4月22日付の官報及び2022年4月18日付で発送した個別催告書において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の公告及び個別催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第796条の2）

当社において、本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

当社において、本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
 - (3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、2022年4月22日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。
4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、ソーシャル・コマースの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。
6. 会社法第921条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2022年6月1日
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別紙 ソーシャル・コマースの事前開示書面に記載された事項

次頁以降に記載のとおりになります。

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2022 年 4 月 22 日

株式会社サイバー・バズ

2022年4月22日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
株式会社サイバー・バズ
代表取締役社長 高村 彰典

当社は、2022年3月16日付で株式会社ソーシャル・コマース（以下、「ソーシャル・コマース」という）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ソーシャル・コマースを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」という）を行うこととしました。

本件吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）
2022年3月16日付で当社とソーシャル・コマースとの間で締結した吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）
ソーシャル・コマースは当社の完全子会社であるため、当社は本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。
3. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）
 - (1) ソーシャル・コマースの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）
ソーシャル・コマースの最終事業年度に係る貸借対照表の内容は、別紙2のとおりです。
 - (2) ソーシャル・コマースの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号ロ）
該当事項はありません。
 - (3) ソーシャル・コマースの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債

務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ハ）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本件吸収合併効力発生時点における当社の資産の額は、負債額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後における当社の収益状況及びキャッシュフローについて、債務の履行に支障を来すような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収合併後における当社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸収合併契約書

株式会社サイバー・バズ（以下「甲」という）と株式会社ソーシャル・コマース（以下「乙」という）は、吸収合併を行うこととし、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という）を行い、甲は乙の権利義務の全部を承継する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：株式会社サイバー・バズ
住所：東京都渋谷区桜丘町20番1号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：株式会社ソーシャル・コマース
住所：東京都渋谷区桜丘町20番1号

第2条（無対価合併）

甲は乙の完全親会社であることから、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して金銭、普通株式その他の株式を割当交付しないものとする。

第3条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併に際して、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という）は、2022年6月1日とする。ただし、本合併の手續の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（定款の変更）

甲は、本合併により定款の変更は行わない。

第6条（会社財産の引継ぎ）

1. 乙は、2021年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。
2. 乙は、前項記載の2021年9月30日以降、効力発生日に至るまでの間に生じたその資産、負債の変動については、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示しなければならない。

第7条（剰余金の配当の制限）

甲及び乙は、事前に甲乙協議をして合意をした場合に限り、効力発生日前に剰余金の配当を行うことができる。

第8条（合併承認）

1. 甲及び乙は、本合併が甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。
2. 甲及び乙は、本契約締結日までに、甲においては取締役会を開催し本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を完了していること、乙においては取締役による本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決定を完了していることを保証する。

第9条（善管注意義務）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって自社の業務執行及び一切の財産管理を行うものとする。
2. 甲及び乙は、自社の資産、負債その他財務状態に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に相手方と協議の上、合意を得なければならない。

第10条（契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態その他の状況に重大な変更が発生した場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約の条件を変更し又は解除することができる。

第11条（契約の有効性）

本契約は、法令に定める関係官庁の認可を受けることができない場合又は甲の取締役会の承認、あるいは乙の取締役の承認を得られていなかった場合には、その効力を失うものとする。

第12条（専属的合意管轄裁判所）

本契約及びこれに関連して生ずる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈についての疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（以下、余白）

以上、本契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、両者の署名押印に代わる電磁的処理を施し、電磁的記録の形で、各自保管する。

2022年3月16日

甲：東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社サイバー・バズ
代表取締役 高村 彰典

乙：東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社ソーシャル・コマース
代表取締役 瀧川 世路

貸借対照表

2021年 9月 30日

(当期会計期間末)

株式会社ソーシャル・コマース

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 35,545,881】	【流動負債】	【 9,296,217】
普通預金	27,713,243	買掛金	5,444,037
売掛金	7,091,810	未払金	3,287,512
前払費用	2,070	未払給与	504,668
未収消費税	738,758	未払法人税等	60,000
		負債合計	9,296,217
		純資産の部	
		科 目	金 額
		【株主資本】	【 26,249,664】
		【資本金】	【 20,000,000】
		資本金	20,000,000
		【法定準備金】	【 20,000,000】
		資本準備金	20,000,000
		【剰余金】	【 △13,750,336】
		(その他利益剰余金)	(△13,750,336)
		繰越利益剰余金	△13,750,336
		純資産合計	26,249,664
資産合計	35,545,881	負債純資産合計	35,545,881